

第3回京都市
「空き家活用×まちづくり」
モデル・プロジェクト手引き
～応募書類作成編～

★応募書類の作成の際のポイントをまとめました★
～応募書類の作成に当たっては、必ずこの手引きを御確認ください。～

申込み・問合せ

京都市都市計画局まち再生・創造推進室（モデル・プロジェクト担当）
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地（北庁舎 5 階）
TEL 075-222-3503 FAX 075-222-3478
受付時間：午前9時～11時30分，午後1時30分～5時
（土・日・祝を除く）

■モデル・プロジェクト応募書類

以下の書類が必要となります。様式記入例を参考に作成し、提出ください。

① 応募申請書類について

	書類名	内容	様式	公開・非公開の別*1
1	表紙	タイトル, 団体等の名前等	第1号様式	公開
2	申請書	応募団体名, モデル・プロジェクトに携わるメンバー, 団体等の活動実績等	第2号様式	一部公開 (応募団体名のみ公開)
3	初期整備費に係る収支計画書*2	初期整備の実施に当たり必要となる経費の収支計画書	第3-1号様式 第3-2号様式 第3-3号様式	非公開
4	活用する空き家の概要書	空き家の所在地, 空き家の基本情報等	第4-1号様式 第4-2号様式	非公開
5	同意確認書*3	空き家所有者の同意	第5号様式	非公開
6	報告書*4	地域の自治組織又は商店会と連携を図りモデル・プロジェクトに取り組むことを証する書面	第6号様式	非公開

*1 「公開」とある書類については、当室のホームページや公開プレゼンテーション審査等、一般に広く情報を開示いたします。「非公開」とある書類については、そのような取り扱いいたしません。ただし、空き家の所在地については、モデル・プロジェクトとして採択された場合、公開することになりますので、あらかじめ御了承ください。

*2 初期整備に係る収支計画書には、対象経費の見積書など、根拠資料に基づく金額を記入してください。また、必要な什器類の購入等についても、同様です。

*3 建物と土地の所有者が異なる場合は、土地の所有者の承諾を得た旨を証する書面を、別途提出してください。（様式自由。第5号様式を参考に作成してください。）

*4 上記6の報告書については、応募団体が地域の自治組織、商店会の場合は、提出の必要はありません。

② 企画提案書類について

全て公開する書類となります。

	書類名	記載する内容	様式	様式例
1	提案書	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル・プロジェクト事業の目的 ・整備した空き家の活用プログラム*¹ ・活用スケジュール ・管理・運営体制 ・付近見取図*² ・提案図面 などを、図面、図、写真等を用いて記載してください。	第7号様式	
2	初期整備のスケジュール	公開審査以降の改修工事等のスケジュール	第8号様式	○
3	収支計画書	モデル・プロジェクト実施後の5年間の収支計画書（想定できる範囲で記載）	第9号様式	

<作成するうえでの注意点>

*¹ 活用する空き家の地域との関わり方や整備後の各空き家の活用方法や計画等を記載してください。

*² 付近見取図については、応募の段階で空き家の所在地が特定されることに問題がある場合は、所在地が特定できないよう、加工していただいて結構です。

③ 添付書類について

全て非公開とします。

	書類名	書類に関する説明	様式	様式例
1	空き家であることを証する書類	過去1箇月（平成28年6月分）のエネルギー使用量が分かる書類又はガスの閉栓証明書	—	
2	空き家の所有者を確認するための書類	建物の登記事項証明書	—	
3	団体等の定款または会則	団体等の定款又は会則がない場合は、作成例を参考に作成する。	—	○
4	会計報告	前年度の会計報告書	—	
5	活動実績	前年度の活動実績	—	
6	初期整備費に係る見積書	様式3-1～3-3で提出する収支計画書の根拠となる見積書	—	
7	初期整備図面	現況図、改修工事図面（縮尺1/100程度）	—	

※ 4，5については、団体等が前年度以前から活動をしている場合は、御提出ください。

※ 上記以外に、違反建築物等でないか確認するための書類提出を求められることがあります。

京都市「空き家活用×まちづくり」モデル・プロジェクト 応募書類

提案部門	特定（留学生おこしやす部門・中山間地域の魅力発信部門・京都ならではの地域と調和した宿泊施設部門）・自由
プロジェクト名	〇〇商店街の空き店舗を活かした〇〇〇〇 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">趣旨が分かるよう端的に記入</div>
活用を提案する エリア	〇〇商店街（京都市中京区）
補助予定額	5,000,000円

応募団体名	〇〇商店街組合
-------	---------

①応募申請書類 記入例

(第2号様式)

応募団体について

(1) 応募団体名	フリガナ	マルマル ショウテンガイクミアイ
	名称	〇〇商店街組合
	HP	http://www.
(2) 代表者氏名	フリガナ	アキヤ タロウ
	氏名	空き家 太郎
(3) 連絡責任者 氏名・連絡先	フリガナ	キョウト アキコ
	氏名	京都 あき子
	住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 京都市〇〇区〇〇〇町〇-40
	電話番号	▲▲▲▲-▲▲▲▲-▲▲▲▲
	FAX 番号	▲▲▲▲-▲▲▲▲-▲▲▲▲
Eメール	△△△△△@△△.jp	

(4) モデル・プロジェクトに携わるメンバー（氏名記入は代表者も含み 10 名まで）

※メンバーの氏名は必ず本人の了解を取った上で掲載してください。

No.	氏名	年代	団体名・職種	モデル・プロジェクトにおける役割や 関わり方 例) 近隣住民, 物件所有者, 専門家等
①	(代表者) ▲▲ ▲▲	50	〇〇商店街組合	〇〇商店街 理事長
②	▼▼ ▼▼	40	〇〇商店街組合	〇〇商店街 副理事長
③	△△ △△	60	〇〇商店街組合	物件所有者
④	■ ■	40	■■大学 教授	専門家
⑤	□□ □□	30	〇〇商店街組合	〇〇商店街組合員
⑥	▽▽ ▼▼	30	株式会社▽▽	専門家
⑦	◇◇ ◇◇◇	40	株式会社◇◇◇	専門家
⑧				
⑨				
⑩				

合計 7 名

(5) 団体設立の経緯と今までの活動実績

設立年・経緯, 目的, 活動履歴 (記載が可能な場合のみ), 現在の会員数などを記入してください。

※下欄に記した以外に団体の実績に関わる資料を提出したい場合は, 別途添付してください。

【設立年】1950年

【経緯】〇〇商店街発足時に結成。

【目的】〇〇商店街の活性

【活動履歴】〇〇商店街祭りの活動。

【現在の会員数】30名 ※これまでの活動は別紙参照。

①応募申請書類 記入例

(第3-1号様式)

初期整備費に掛かる収支計画書

1. 支出			
第3-2号様式, 第3-3号様式で算出した額を, 記入例を参照のうえ, 記入してください。 欄が足りない場合は, コピーして御利用ください。			
費目	支出合計額 (円) (税抜)		備考
		補助予定額 (円)	
設計・監理費	700,000円	500,000円	第3-2号様式補助予定額①
モデル・プロジェクトの周知等に要する費用	216,000円	100,000円	第3-2号様式補助予定額②
什器類の購入費	200,000円	160,000円	第3-2号様式補助予定額③
空き家番号 (1) 改修工事費	751,000円	600,000円	
空き家番号 (1) 家財撤去費	80,000円	50,000円	
空き家番号 (2) 改修工事費	2,717,800円	2,174,000円	
空き家番号 (2) 家財撤去費	100,000円	50,000円	
空き家番号 (3) 改修工事費	1,868,000円	1,494,000円	
空き家番号 (3) 家財撤去費	50,000円	50,000円	
空き家番号 () 費	円	円	
空き家番号 () 費	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
合計	A 6,682,800円	補助予定額合計 5,178,000円	(ただし, 最大500万円とする。) B 5,000,000円

*自由テーマ部門で活用する空き家が1軒の場合は最大200万円

2. 収入	
初期整備費の実施にあたり必要となる経費に充当予定の収入を記入してください。	
費目	金額
① 組合費	200,000円
② 自己資金	1,500,000円
③	円
④	円
⑤ 「空き家活用×まちづくり」モデル・プロジェクト補助予定額 (B)	5,000,000円
合計 (①~⑤)	C 6,700,000円

※ A ≤ Cとなるようにしてください。

支出明細書(1)

設計・監理費

内容	費用(税抜金額)	補助率	補助予定額 (費用×補助率)
空き家1 設計・監理費	200,000円	4/5	160,000円
空き家2 設計・監理費	300,000円	4/5	240,000円
空き家3 設計・監理費	200,000円	4/5	160,000円
支出額合計①	700,000円	合計①	560,000円
合計①の額の1,000円未満切り捨てた額を右欄に記入。ただし、500,000円又は設計・監理費以外の補助予定額×0.15のいずれか低い額を上限とする。		補助 予定額①	500,000円

モデル・プロジェクトの周知等に要する費用

内容	費用(税抜金額)	補助率	補助予定額
HP作成費	156,000円	4/5	124,800円
チラシ印刷費(3,000部)	60,000円	4/5	48,000円
	円	4/5	円
	円	4/5	円
	円	4/5	円
	円	4/5	円
	円	4/5	円
支出額合計②	216,000円	合計②	172,800円
合計②の額の1,000円未満切り捨てた額を右欄に記入。ただし、上限100,000円とする。		補助 予定額②	100,000円

什器類の購入費

空き家番号	内容	費用(税抜)	補助率	補助予定額
空き家番号(1)	〇〇〇購入費(〇台分)	60,000円	4/5	48,000円
空き家番号(2)	△△(△台分)・△△購入費	70,000円	4/5	56,000円
空き家番号(3)	□□(□台分)・□□購入費	70,000円	4/5	56,000円
空き家番号()		円	4/5	円
空き家番号()		円	4/5	円
支出額合計③		200,000円	合計③	160,000円
合計③の額の1,000円未満切り捨てた額を右欄に記入。ただし、上限300,000円とする。		補助 予定額③		160,000円

※1 金額の根拠となる見積書を添付してください。 ※2 欄が足りない場合は、コピーして御使用ください。

①応募申請書類 記入例

(様式第4-1号様式)

この番号は以後の書類でも
統一して使ってください。

活用する空き家の概要書 (表紙)

空き家ごとに記入

モデル・プロジェクトで活用する空き家の所在地一覧	
空き家番号	所在地
1	京都市 中京 区 寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 1 号
2	京都市 中京 区 寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 2 号
3	京都市 中京 区 寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 5 号
4	京都市 区
5	京都市 区
6	京都市 区
7	京都市 区
8	京都市 区
9	京都市 区
10	京都市 区

①応募申請書類 記入例

(第4-2号様式)

この書類は、様式4-1の
空き家番号ごとに作成

活用する空き家の概要等

モデル・プロジェクトで活用する空き家ごとに作成してください。

空 家 番 号	1 様式4-1の空き家番号を記入	
所 在 地	京 都 市 中 京 区 寺 町 通 御 池 上 上 本 能 寺 前 町 488 番 地 1 号	
構 造 ・ 階 数	木造 (<input type="checkbox"/> 在来工法 <input checked="" type="checkbox"/> 伝統工法) ・ 鉄筋コンクリート造 ・ 鉄骨造 ・ その他 地上 (2) 階 / 地下 () 階	
建 築 年	(明 治 ・ 大 正 ・ <u>昭 和</u> ・ 平 成) 10 年	
空 家 と な る 以 前 の 建 物 の 用 途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 兼用住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()	
住 居 の 形 態	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 長屋 (申 請 住 戸 の 数 1 戸 / 全 5 戸) <input type="checkbox"/> その他 ()	
延 べ 面 積	40 m ² (うち 居 住 部 分 20 m ²) 居住部分の面積割合 (50 %)	
過去に京都市まち再生空き家活用モデル・プロジェクト補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けていない建築物であり、この要綱に基づく補助金の対象工事と同一の部位に対して国又は地方公共団体から補助を受けて工事を行っていない建築物であること <input checked="" type="checkbox"/> はい		
関 係 権 利 者 の 同 意	申請者は、土地・建物の所有者以外である。 ⇒ <input type="checkbox"/> はい	所有者の同意を得ている。 <input type="checkbox"/> はい
	モデル・プロジェクトで活用する予定の空き家は、複数の者の共有に属する。 ⇒ <input checked="" type="checkbox"/> はい	共有者全員の同意を得ている。 <input checked="" type="checkbox"/> はい
応 募 部 門	<input type="checkbox"/> 特定テーマ部門 (留学生おこしやす部門 ・ 中山間地魅力発信部門 京都ならではの地域と調和した宿泊施設部門) <input type="checkbox"/> 自由テーマ部門	
活 用 方 法	活用提案する活用方法を記入 特定テーマ部門の申請の場合は、該当するものに○を入れてください。	
建 築 関 係 法 令 へ の 適 合 状 況	<input type="checkbox"/> 活用後の用途が建築基準法第6条第1号の特殊建築物に該当する。 該当する場合は、以下も記入 <input type="checkbox"/> 確認申請 (<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要) 現在の物件の適合状況及び活用用途に応じた適合状況について記入 <div style="border: 1px solid black; height: 80px; width: 100%;"></div>	
改 修 工 事 等 の 実 施 予 定	<input type="checkbox"/> 補助対象となる改修工事を行わず、活用する予定である。 <input checked="" type="checkbox"/> 補助対象となる改修工事を行う予定である。 <input checked="" type="checkbox"/> 補助対象となる什器類を設置する予定である。 <input type="checkbox"/> 家財の撤去を行う。	

活用する空き家の概要等

モデル・プロジェクトで活用する空き家ごとに作成してください。

空 家 番 号	2	
所 在 地	京 都 市 中 京 区 寺 町 通 御 池 上 上 本 能 寺 前 町 488 番 地 2 号	
構 造 ・ 階 数	木造（ <input type="checkbox"/> 在来工法 <input checked="" type="checkbox"/> 伝統工法）・鉄筋コンクリート造・鉄骨造・その他 地上（ 2 ）階／地下（ ）階	
建 築 年	（明治・大正・ <u>昭和</u> ・平成） 10年	
空き家となる以前の 建物の用途	<input checked="" type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 兼用住宅 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
住居の形態	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 長屋（申請住戸の数 3 戸／全 5 戸） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
延 べ 面 積	32 m ² （うち居住部分 32 m ² ） 居住部分の面積割合（ 100 %）	
過去に京都市まち再生空き家活用モデル・プロジェクト補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けていない建築物であり、この要綱に基づく補助金の対象工事と同一の部位に対して国又は地方公共団体から補助を受けて工事を行っていない建築物であること <input checked="" type="checkbox"/> はい		
関係権利者の同意	申請者は、土地・建物の所有者以外である。 ⇒ <input checked="" type="checkbox"/> はい	所有者の同意を得ている。 <input checked="" type="checkbox"/> はい
	モデル・プロジェクトで活用する予定の空き家は、複数の者の共有に属する。 ⇒ <input checked="" type="checkbox"/> はい	共有者全員の同意を得ている。 <input checked="" type="checkbox"/> はい
応募部門	<input type="checkbox"/> 特定テーマ部門（留学生おこしやす部門 ・ 中山間地魅力発信部門 京都ならではの地域と調和した宿泊施設部門） <input type="checkbox"/> 自由テーマ部門	
活用方法		
建築関係法令への適合状況	<input checked="" type="checkbox"/> 活用後の用途が建築基準法第6条第1号の特殊建築物に該当する。 該当する場合は、以下も記入 <input type="checkbox"/> 確認申請（ <input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要） 現在の物件の適合状況及び活用用途に応じた適合状況について記入 火気使用室の換気設備を現行法にあった設備に更新する。	
改修工事等の実施予定	<input type="checkbox"/> 補助対象となる改修工事を行わず、活用する予定である。 <input checked="" type="checkbox"/> 補助対象となる改修工事を行う予定である。 <input checked="" type="checkbox"/> 補助対象となる什器類を設置する予定である。 <input checked="" type="checkbox"/> 家財の撤去を行う。	

活用する空き家の概要等

モデル・プロジェクトで活用する空き家ごとに作成してください。

空 家 番 号	3	
所 在 地	京 都 市 中 京 区 寺 町 通 御 池 上 上 本 能 寺 前 町 488 番 地 5 号	
構 造 ・ 階 数	木造（ <input type="checkbox"/> 在来工法 <input checked="" type="checkbox"/> 伝統工法）・鉄筋コンクリート造・鉄骨造・その他 地上（ 2 ）階／地下（ ）階	
建 築 年	（明治・大正・ <input checked="" type="checkbox"/> 昭和・平成） 10年	
空き家となる以前の 建物の用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 兼用住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
住 居 の 形 態	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 長屋（申請住戸の数 3 戸／全 5 戸） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
延 べ 面 積	38 m ² （うち居住部分 15 m ² ） 居住部分の面積割合（ 39.5 %）	
過去に京都市まち再生空き家活用モデル・プロジェクト補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けていない建築物であり、この要綱に基づく補助金の対象工事と同一の部位に対して国又は地方公共団体から補助を受けて工事を行っていない建築物であること <input checked="" type="checkbox"/> はい		
関係権利者の同意	申請者は、土地・建物の所有者以外である。 ⇒ <input type="checkbox"/> はい	所有者の同意を得ている。 <input type="checkbox"/> はい
	モデル・プロジェクトで活用する予定の空き家は、複数の者の共有に属する。 ⇒ <input checked="" type="checkbox"/> はい	共有者全員の同意を得ている。 <input checked="" type="checkbox"/> はい
応 募 部 門	<input type="checkbox"/> 特定テーマ部門（留学生おこしやす部門 ・ 中山間地魅力発信部門 京都ならではの地域と調和した宿泊施設部門） <input type="checkbox"/> 自由テーマ部門	
活 用 方 法		
建築関係法令への適合 状	<input type="checkbox"/> 活用後の用途が建築基準法第6条第1号の特殊建築物に該当する。 該当する場合は、以下も記入 <input type="checkbox"/> 確認申請（ <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要） 現在の物件の適合状況及び活用用途に応じた適合状況について記入 火気使用室の換気設備を現行法にあった設備に更新する。	
改修工事等の実施予定	<input type="checkbox"/> 補助対象となる改修工事を行わず、活用する予定である。 <input type="checkbox"/> 補助対象となる改修工事を行う予定である。 <input checked="" type="checkbox"/> 補助対象となる什器類を設置する予定である。 <input type="checkbox"/> 家財の撤去を行う。	

モデル・プロジェクトの実現には、建物の所有者との合意形成が必要です。提案内容に対する同意が得られているかどうかの確認として、建物所有者本人から以下の同意確認書への署名を得てください(直筆)。建物所有者が複数名いる場合は、全ての人から署名を得てください。

なお、以下の同意確認書につきましては、京都市で厳重に管理し、一般には公開しません。

モデル・プロジェクトに対する同意確認書

本応募書類に記載されたモデル・プロジェクトを熟知した上で、以下の1, 2に同意していただける場合、【建物所有者 署名欄】に御署名をお願いします。

整備対象となる物件の所有者が、団体や組織である場合、所属団体名や部署名についても御記入ください。

また、同意に際して、特定の条件などある場合は、【特記事項欄】に御記入ください。

1. 団体（ *〇〇商店街組合* ）が提案した整備を行うことに同意します。
2. 整備された場所を、団体に対して、整備完了後10年程度、継続的に利用させることに同意します。

【建物所有者 署名欄】

氏名	所属あるいは住所
<i>空き家 太郎</i>	<i>京都市〇〇区□□□町〇ー2</i>
<i>京都 あき子</i>	<i>京都市〇〇区□□□町〇ー40</i>

【特記事項等】

報告書

申請者が市民活動団体等又は市民活動団体以外で地域の自治組織、商店会と連携し取り組む場合、本様式を提出してください。

(あて先)京都市長


NPO 法人空き家△〇□ と、〇〇商店街組合 は、連携してモデル・プロジェクトに取り組みますので、その旨、御報告します。

1	連携を図る地域の自治組織名等	〇〇商店街組合
2	自治組織等の代表者名	空き家 太郎

平成〇〇年〇〇月〇〇日


提案者の氏名 NPO 法人空き家△〇□
〇〇△

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名)
住所 京都市〇〇区□□□町〇—2

代表者印を捺印 

(電話 ▲▲▲-▲▲▲-▲▲▲▲)

連携を図る地域の自治組織等名
(名称及び代表者名) 〇〇商店街組合
住所 京都市〇〇区□□□町〇

団体の登録印を捺印 

(電話 ▲▲▲-▲▲▲-▲▲▲▲)

連携を図る地域の自治組織等名
(名称及び代表者名)
住所

印

(電話 — —)

②企画提案書類 記入例

(第9号様式)

収支計画書 兼 資金繰表

モデル・プロジェクト事業開始後、5年程度の収支計画書兼資金繰表を作成してください。

様式例・記載例 (「モデル・プロジェクト実施後の収支計画書」)						
		収支計画書 兼 資金繰表				
		××年×月×日から××年×月×日まで				
		△△△△(団体名)				
		(単位:円)				
科目	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	
	201●年●月～201●年●月	201●年●月～201●年●月	201●年●月～201●年●月	201●年●月～201●年●月	201●年●月～201●年●月	
事業 業 収 支	I 事業収益					
	〇〇事業収益	×××	×××	×××	×××	×××
	△△事業収益	×××	×××	×××	×××	×××
	II 事業支出					
	仕入れ支払	×××	×××	×××	×××	×××
	給料手当	×××	×××	×××	×××	×××
	家賃	×××	×××	×××	×××	×××
	水道光熱費	×××	×××	×××	×××	×××
	町内会費	×××	×××	×××	×××	×××
	借入金利息	×××	×××	×××	×××	×××
その他雑費	×××	×××	×××	×××	×××	
III 経常収支 (I - II)	×××	×××	×××	×××	×××	
財 務 収 支	前期繰越金		×××	×××	×××	×××
	IV 財務収入					
	借入金	×××				
	受取民間助成金	×××	×××	×××	×××	×××
	モデル・プロジェクト補助金	×××				
	V 財務支出					
	建物改修費	×××				
	設備関係支払	×××				
	借入金元本返済	×××	×××	×××	×××	×××
	VI 次期繰越金 III + 前期繰越金 + IV - V	×××	×××	×××	×××	×××

■よくある御質問

○ 補助対象物件（空き家）について

Q① 所有者が市外在住者でも対象になりますか？

A 物件が市内にあれば対象になります。

Q② 学区単位、複数の町内にまたがらないなど、モデル・プロジェクトを実施するエリアの範囲について決まりはありますか？

A モデル・プロジェクトの実施エリアについては、特に決まりはありませんが、活用する空き家同士が適度に連携してモデル・プロジェクトに取り組めるようにしてください。

Q③ 既存不適格建築物も対象になりますか？

A 既存不適格建築物も対象となります。ただし、活用内容や改修内容によっては、現行の建築基準法に適合させる必要があります。また、確認申請が必要となる場合もありますので、その場合は、必要な手続を行ってください。（京町家等を改修される場合は、現行制度の適用方法を解説した「京町家できること集」を御参照ください。）なお、違反建築物は対象外となります。

*1 既存不適格建築物：建築時には適法に建てられた建築物であって、その後、法令の改正や都市計画変更等によって現行法に対して不適格な部分が生じた建築物のこと

*2 違反建築物：建てた当初から法令に違反して建築された建築物のこと

Q④ 用途変更を伴う場合の注意点は？

A 用途変更の内容によっては、現行の建築基準法に適合させる必要があります。

また、確認申請が必要となる場合もありますので、その場合は確認申請を行ってください。

（用途によっては、消防法、旅館業法、食品衛生法等の規制がかかる場合がありますので、合わせて御確認ください。）

Q⑤ 他の補助金との併用はできますか？

A 対象物件において「京都市空き家活用・流通支援等補助金」との併用はできません。

その他の補助金については、当該補助金の要件に合えば、併用することができます。

○ 第一次審査（企画提案書類）について

Q① 提案は複数出しても大丈夫ですか？

A 応募は、必ず一団体一提案にしてください。

また、実施する意図がなく、実態を伴わない提案の応募は認められません。

Q② 企画提案書類に映像や写真を用いても構いませんか？

A 企画提案書類は、写真、図、イラスト、図面等を用いてわかりやすく作成してください。ただし、紙資料として提出していただいたものが、一次審査の対象となりますので、映像等を別途添付していただいても、審査の対象とはなりません。

○ 提案の応募について

Q① 応募する場合、事前相談は必ず行かなければならないのですか？

A はい。提案内容や初期整備工事等について、事前に内容を確認させていただき、書類の記載方法等について、説明をさせていただきますので、申請書類の提出前に一度は必ず来室ください。

なお、来室の際は、電話、メール又は当室ホームページの申込フォームから予約をしてください。

Q② 一次審査の結果はいつわかりますか？

A 審査結果の通知は10月中旬を予定しています。

○ 応募書類について

Q① 応募申請書類の収支計画書と、企画提案書類で提出する収支計画書の違いは何ですか？両方提出する必要がありますか？

A 両方提出が必要です。応募申請書類の収支計画書は、初期整備費に係る収支計画書となりますので、改修工事や什器購入費等の必要経費を算出し、作成してください。なお、作成にあたっては、見積書を取り、出来るだけ正確な金額となるようにしてください。

企画提案書類に添付する収支計画書は、モデル・プロジェクト運営後の収支計画書となります。趣旨が違ふ書類になりますので、両方作成のうえ、提出してください。

Q② 空き家所有者の承諾書が必要ですが、建物と土地の所有者が異なる場合は、空き家の所有者のみの承諾を得ればよいのでしょうか？

A 建物と土地の所有者が異なる場合は、土地の所有者にも確認し、承諾を得てください。また、その旨を証する書面を、別途提出してください。（様式自由）

Q③ 地域の自治組織等と連携が図れない場合は、応募できませんか？

A モデル・プロジェクトの提案者が、応募要領の3（3）のイ、ウに該当する場合は、地域の自治組織、商店会と連携し、モデル・プロジェクトに取り組むことが要件となっています。そのため、連携を図る自治組織や商店会にも、第6号様式に記入、捺印していただき、書類を提出してください。

Q④ 過去1箇月以上、空き家であることを証する書面として、何を提出すればいいですか？

A 下記①～⑤のいずれか1枚を御提出ください。

① ガスの閉栓証明書（平成28年6月1日以前に閉栓されている場合）

② 水道の閉栓証明書（平成28年6月1日以前に閉栓されている場合）

③ 過去1箇月（平成28年6月分）の水道の使用量が分かるもの

④ 過去1箇月（平成28年6月分）の月ごとの電気の使用量が分かるもの

⑤ 過去1箇月（平成28年6月分）の月ごとのガスの使用量が分かるもの

発行に当たっては、電力会社、ガス会社、京都市上下水道局のいずれかにお問合せください。（契約者及び過去に契約されていた方のみ請求可能。）

②以外、発行には、手数料がかかります。なお、④及び⑤については、現に契約中の方は、インターネットでも確認できますので（※1）、画面を出力してお持ちいただいても結構です。

※1 インターネットでの確認には、会員登録（無料）が必要です。次頁の「関西電力」または「大阪ガス」のホームページをご確認ください。

※2 水道、電気、ガスの使用量が生活をしている程度と認められる場合等、空き家でないと判断することがあります。また、必要に応じて追加資料の提出・聞き取り・現地調査などをさせていただきます。

<参考＊ホームページアドレス>

- ・関西電力 <http://www.kepco.co.jp/home/service/miruden/>
- ・大阪ガス <https://www.osakagas.co.jp/ssl/my-page/index.html>（個人の場合）

Q⑤ 空き家の所有者を確認するための書面として、何を提出すればいいですか？

A 法務局で登記事項証明書を請求してください。発行には手数料が掛かります。
<http://houmukyoku.moj.go.jp/kyoto/table/shikyokutou/all.html>

京都地方法務局（本局）	（管轄） 上京区，中京区，下京区，東山区，山科区，左京区，北区	〒602-8577 京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197 075(231)0812
嵯峨出張所	右京区，西京区	〒616-8373 京都市右京区嵯峨天龍寺車道町 33-20 075(871)7676
伏見出張所	伏見区，南区	〒612-0029 京都市伏見区深草西浦町 4-54 075(642)3620

Q⑥ モデル・プロジェクトを実施するために発足した団体の場合であっても会則等を作成し提出しなければなりませんか？

A はい。会則等がない場合は、作成例を参考に作成し、提出してください。

Q⑦ 初期整備に係る見積書は、必ず提出しなければなりませんか？

A はい。応募書類で提出していただく初期整備に係る収支計画書の数字の根拠を確認しますので、必ず提出してください。

○ 公開プレゼンテーションについて

Q① 一次審査の応募者全員が、公開プレゼンテーションに参加できますか？

A 一次審査を通過した方だけの参加となります。

Q② 公開プレゼンテーションに必要な書類等はどのようなものでしょうか？

A 一次審査に提出していただいた提案書をベースにプレゼンテーション用にまとめていただくことを予定しています。また、A 4で1枚程度のモデル・プロジェクトの概要書を作成いただきます。

○ 補助金について

Q① モデル・プロジェクトを実施するうえで必要となる什器類とはどのようなものでしょうか？

A 空き家の活用方法ごとに補助対象となる什器類は異なります。モデル・プロジェクトを実施するうえで必要だと思われるものを記入してください。そのうえで、補助対象となるか事前相談及び審査において判断します。

なお、補助金を利用し、購入した什器類は、管理簿を作成し、きちんと管理していただく必要がありますので、その点、御了承願います。

食器類、家電、備品、消耗品の購入費等は補助金の対象とはなりません。

Q② モデル・プロジェクトの周知等に必要な経費とはどのようなものでしょうか？

A モデル・プロジェクトの進捗情報や活動状況を継続的に情報発信していただく必要がありますので、ホームページの初期整備費（維持管理費は対象外）、リーフレットのデザイン及び印刷代等を想定しています。これ以外については、事前相談時に別途御相談ください。

Q③ 運営費は補助対象とならないのですか？

A 運営費は補助対象となりません。その他、消費税、賃貸借契約に要する経費、火災保険料、維持管理費等も補助対象となりません。

Q④ 補助金はどのタイミングでもらうことができるのでしょうか？

A 補助対象工事が全て終了し、実績報告書を提出していただき、手続きが完了してからのお支払いとなります。

Q⑤ 2箇年事業の場合、補助金は2年目の工事終了後、全額交付されるのでしょうか？

A 平成29年3月9日までに終了する工事と平成30年3月9日までに終了する工事を分けて計画し、補助金の申請をすれば、年度ごとに補助金の交付を受けることができます。工事の計画の立て方については、担当まで御相談ください。

Q⑥ 補助金の交付申請書類は、どこで入手できますか？

A 当室のホームページでダウンロードできるほか、当室の窓口でも配布する予定です。ただし、公開プレゼンテーションでモデル・プロジェクトに選定された団体のみが補助金を申請することができますので、申請の手引等は選定された団体等に別途お渡しいたします。

○ その他

Q 現場確認をしますか？

A 補助対象工事が適切に行われているかどうか、また、工事完了後、適切に運営されているかどうか等を確認するために、必要に応じて、市職員が現場確認を実施します。

また、上記に加え、事業が実現するまでを取材し、とりまとめることとしているため、市職員や市が委託した事業者が現場取材等を実施します。